

「手をつなぐがん保険」の概要

1. 制度の概要

「手をつなぐがん保険」は全国手をつなぐ育成会連合会(以下、連合会)が保険契約者となり、以下の会員とそこご家族のみがご加入できる団体保険制度です。

- ① 全国手をつなぐ育成会連合会の個人会員
- ② 各都道府県・政令指定都市育成会(連合会の正会員)の個人会員
- ③ 各都道府県・政令指定都市育成会(連合会の正会員)にある各支部(各区市町村等の育成会)の個人会員

保険始期は1月1日で、引受保険会社は東京海上日動単独での引き受けになります。

2. 加入者

加入者は以下の会員が対象となります。

- ① 全国手をつなぐ育成会連合会の個人会員
- ② 各都道府県・政令指定都市育成会(連合会の正会員)の個人会員
- ③ 各都道府県・政令指定都市育成会(連合会の正会員)にある各支部(各区市町村等の育成会)の個人会員

3. 被保険者(保険の対象となる方)の範囲

会員とそこご家族(※)が被保険者の範囲です。

(※)「家族」とは配偶者、子供、両親、兄弟および同居している親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)。

4. 保険期間および募集スケジュール

保険期間は、1月1日からの1年間となりますが、毎月1日付けで中途加入することが出来ます。中途加入は加入手続きの3か月後月の1日から補償を開始します。(補償開始までの2か月間で会員確認を行います。)

<保険期間>

新規契約：毎年1月1日午後4時から翌年1月1日午後4時まで

中途加入：加入月1日午前0時から翌年1月1日午後4時まで

5. 保険料の支払方法

保険料の支払いは「口座引落・月払」のみとなります。

保険が開始した当月より、毎月27日(土日祝日の場合は翌営業日)に契約時に指定した口座から口座振替されます。

<例> 保険期間1月1日~の場合は1月27日に口座振替されます。

6. 補償プラン

障がいのある方向け及びご家族向けの2種類です。各々「ベーシックプラン」・「おすすめプラン」・「充実補償プラン」の3プランから選ぶことが出来ます。

尚、障がいのある方向けプランは障がいのない方もご加入できます。

7. 商品の特長

「手をつなぐがん保険」は障がいのある方向けに下記3つの特長があります。

この3つの特長は「手をつなぐがん保険」のみで適用されます。

(1)【特長 1】 代理手続・代理告知

加入者(会員)または被保険者(障がいのある方)の代理として、ご家族、成年後見人、保佐人・補助人、施設職員・従業員(※)が代理で手続き・告知できます。

(※)被保険者が入所する施設の職員・従業員等

(2)【特長 2】 告知対象疾患の緩和

一般的な「がん保険」ではご加入前に告知が必要になる以下の疾患(障がい)がある方も、「手をつなぐがん保険」は告知は必要ありません。

ただし、健康状態の告知そのものが不要となるものではありません。詳しくは、加入依頼書の「健康状態告知質問事項」をご確認ください。

その他	●知的障害 ●心理的発達の障害 ●多動性障害 ●行為障害 ●行為及び情緒の混合性障害 ●チック障害 ●神経系の先天奇形 ●ダウン症候群 ●エドワーズ症候群 ●ターナー症候群 ●てんかん
-----	---

(3)【特長 3】 成年後見費用補償

①がん成年後見費用等補償特約：「がん重度一時金をお支払いする場合」に該当したことを直接の原因として、障がいのある方など親族を成年被後見人等とする成年後見人等(※)が選任された場合または親族を本人とする任意後見契約を締結した場合に、10万円を限度としてその費用(申立費用)の負担者に、保険金を支払います。

(※)成年後見人等とは：成年後見人、保佐人、補助人

②がん重度一時金：がんで所定の重度状態(ステージⅣ)となったときに保険金(一時金)を100～300万円(加入するプランにより異なる)をお支払いします。
この一時金は成年後見人への報酬に充てることができます。

8.自動更新

加入者から申し出がない限り、契約は原則として毎年1月1日午後4時をもって自動的に更新されます。

9.取扱代理店

制度幹事代理店がぜんち共済(株)となります。

10.事故対応

事故発生時の事故連絡は東京海上日動のあんしん 110 番(0120-119-110)で対応します。

以上